

## 旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討について

### 1 検討の背景

旭川市では、平成28年2月に、人口推計や公共施設の老朽化等の状況を踏まえ、公共施設マネジメントに関する基本方針を「旭川市公共施設等総合管理計画」（以下「管理計画」という。）として策定した。

また、管理計画の期間（平成28年度～令和21年度）を3期に分けて、アクションプログラムを策定することとし、令和元年度～令和9年度を第1期として平成30年3月に「アクションプログラム本編」を、また平成31年2月に「施設再編計画」及び「施設保全計画」をそれぞれ策定した。

この施設再編計画のうち、地域集会施設に関する取組の方向性や主な検討項目及びその考え方を示すため、平成31年2月に「地域集会施設の活用方針」（以下「活用方針」という。）を策定し、さらに、活用方針の取組内容を具体的に整理するため、令和元年8月に「地域集会施設の活用に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定した。

旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討を行うことについては、活用方針に基づき行うものである。

### 2 検討する内容

公民館は現在、社会教育法に基づく教育施設として設置されている。

活用方針には、公民館の位置付けに関する検討案として、次の3案が示されていることから、これについて検討を行うものである。（以下、活用方針から抜粋）

#### （1）全ての公民館を「公民館」として位置付ける

公民館の運営面を中心に見直しし、他の類型と同様、多様な活動ができるようにします。その場合、公民館における営利事業は、限定的なものとする必要があります。

ただし、公民館をはじめとする建物性能の課題について、対応策の見通しが持ちづらくなります。

#### （2）一部の公民館を「公民館」として位置付ける

公民館のうち、生涯学習活動の拠点性や地域内の施設の状況を踏まえ、一部の施設を公民館として位置付け、それ以外の公民館は共通基盤化の対象とするものです。

地域において、生涯学習活動の場を確保するための取組を併せて検討します。

#### （3）全ての公民館において「公民館」の位置付けを持たない

公民館として位置付けを持つ施設は無くなり、全ての地域集会施設において、地域住民の集まりや生涯学習に関する各種講座など、多様な利用目的に対応できるようにするものです。

社会教育活動の推進体制の再構築を図ることと、地域において生涯学習活動の場を確保するための取組を併せて検討します。

### 3 検討手法と検討状況

検討に当たっては、社会教育施設の位置付けという教育行政の根幹をなす課題であることから、専門的な立場から検討を進めるため、令和2年7月3日開催の「令和2年度第2回旭川市社会教育委員会」において諮問し、検討部会を立ち上げていただいた。

令和2年度は、3回の専門検討会を実施し、第1回は将来の公共施設の方向性などを確認した上で、公民館の位置付けの見直しによるメリット・デメリットの整理や利用団体等へのアンケート調査の実施などについて、第2回は公民館とコミュニティセンターの違いやアンケート調査の対象と実施時期などについて、第3回は公民館の位置付けや市民から意見を聴く手法などについて議論いただいた。

議論の中では、公民館事業を継続するという基本理念があるのであれば位置付けを変える必要はない、施設の老朽化に対する整理統合の必要性は認める、地域の実情に合わせた利用ができるよう公民館とコミュニティセンターとの両方の機能を持ち合わせたらどうか等の意見があり、利用団体に関わらず市政モニターや市民アンケートを利用して市民の意見を幅広く集め、この結果を参考に議論を進めていくこととなった。

今年度は、市民への調査を実施し結果を参考に議論を進め、答申案を作成して社会教育委員から教育委員会に答申し、了承された内容に基づいた案を取りまとめることを予定している。

### 4 検討の予定スケジュール

8月26日～9月6日	第4回専門検討会（アンケート調査内容の審議）※書面会議
10月15日～11月5日	アンケート調査実施
11月下旬予定	アンケート調査集計・分析
11月～令和4年1月	専門検討会を複数回開催（アンケート調査結果分析、答申の方向性の審議、答申案の審議・了承等）
令和4年2月予定	社会教育委員会に答申案報告・審議・了承
4月予定	教育委員会に社会教育委員会から答申
6月予定	教育委員会において審議・了承（教育委員会案）
6月下旬～7月上旬	第1回社会教育委員会会議で教育委員会案を説明
7月中旬	第1回公民館運営協議会で教育委員会案を説明
9～11月予定	利用者等との意見交換会などの実施
9～11月予定	意見提出手続（パブコメ）の実施
11月上旬	第2回公民館運営協議会でパブコメ内容と結果を説明
令和5年1～3月予定	パブコメの意見に対する回答・見直し内容案の修正
4～6月予定	附属機関で見直し内容案の審議
7～9月予定	教育委員会会議で見直し案の審議・決定
12月予定	条例・規則等改正
令和6年1～3月予定	変更があった場合は、その内容の周知
4月1日予定	変更があった場合の実施